

令和4年度税制改正に関する要望

1 固定資産税の安定的確保

- (1) 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。
- (2) 特に、土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については令和3年度限りとするとともに、令和4年度以降は、負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に行うこと。
- (3) 平成30年度において「生産性革命」の一環として創設された償却資産の減税特例制度については、国の経済対策等の手段として対象範囲の拡大などを行わないようにするとともに、期限の到来をもって確実に終了すること。

2 ゴルフ場利用税の現行制度堅持

ゴルフ場利用税は税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、不可欠な財源となっていることから、本税に代わる恒久的かつ安定的な財源はありえず、現行制度を堅持すること。

令和3年11月18日

全国町村会会長

荒木 泰臣

全国町村議会議長会会長

南雲 正